

プロジェクト 税効果会計

項目 第 39 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準(案)について聞かれた意見)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 39 回税効果会計専門委員会(2016 年 8 月 31 日開催)(以下、「専門委員会」という。)で議論された以下のうち、(1)について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「法人税等会計基準(案)」という。)の文案の検討
 - (2) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」の文案の検討

法人税等会計基準(案)の移管に関する検討について聞かれた意見

2. 事務局より、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第 63 号」という。)に関する移管にあたって、適用対象とする税金の範囲について再度、考え方を整理する必要があるとの専門委員の意見を踏まえ、納税主体及び適用される税法に区分して検討した結果、我が国における法人税、地方法人税、住民税及び事業税(以下、「法人税等」という。)とすることを提案したところ、以下の意見が聞かれた。

事務局提案に賛成するが、結論の背景(第 25 項)の表現を見直すべきとする意見

- (1) 在外支店等に係る税金は、結果として親会社の法人税等の申告書の中に入れて計算されるため、結論の背景(第 25 項)の表現は、「適用対象とする税金の範囲に含める必要がない」と記載することが適切であると考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 及び(7)-3 を参照。

- (2) 国内の企業が海外の法律に従って納付する税金として、例えば、海外に所在している資産を譲渡した際に発生するキャピタル・ゲイン課税等についても例示として追加した方がよいと考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 及び(7)-3 を参照。

事務局の分析を整理すべきとする意見

- (3) 税額控除の対象となる外国法人税は、日本の法人税等の税額に反映されている。また、法人税等会計基準(案)には、税額控除の対象とならない外国法人税の

表示の定めを置いている。このように整理すると、適用対象とする税金の範囲には、我が国における法人税等以外も含まれるのではないか。

(対応案) 審議事項(7)-2 及び(7)-3 を参照。

その他の意見

- (4) 法人税等会計基準（案）の適用対象とする税金の範囲を事務局提案どおりに限定した場合、税効果適用指針（案）に影響があるか否かの分析が必要であると考ええる。

(対応案) 審議事項(7)-3 を参照。

3. 事務局より、法人税等会計基準（案）の第 4 項に定める用語の定義のうち、「更正等」について「更正の請求」を含めない提案をしたところ、以下の意見が聞かれた。

更正の請求を含めるべきとする意見

- (1) 実務では、監査保証実務指針第 63 号の「更正等」には「更正の請求」が含まれると解釈されている。税務調査の結果の説明において修正申告が勧奨され、法人税等を追加で納付した後に、税額控除の額を見直して更正の請求を行う場合、更正に伴う未払法人税等の計上金額の算定上、当該更正の請求の金額も考慮しているため、現行の実務上の取扱いを踏襲する観点から、「更正等」には「更正の請求」が含まれることを明示する必要がある。

(対応案) 審議事項(7)-2 及び(7)-3 を参照。

4. 事務局より、法人税等会計基準（案）の第 19 項に定める適用時期等について、「本会計基準の適用については、原則として、会計方針の変更に該当しないものとして取り扱う」とすることを提案したところ、以下の意見が聞かれた。

「原則として」という表現を削除すべきとする意見

- (1) 監査保証実務指針第 63 号の移管にあたり従来の取扱いを変更していないため、会計方針の変更に該当するケースは想定されない。「原則として」と記載することにより、例外的な取扱いがあるのではないかと解釈し得る可能性があることから、実務上の混乱を避けるため、当該表現を削除すべきと考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

5. 事務局より、法人税等会計基準（案）全体について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

不確実な税務ポジションの取扱いに関する意見

- (1) 税務調査の指摘による修正申告等が増加している状況を踏まえると、我が国においても、国際的な会計基準における取扱いを参考に、不確実な税務ポジションの会計処理を検討すべきであると考ええる。

（対応案）審議事項(7)-2 を参照。

- (2) 不確実な税務ポジションに関する IFRS の会計処理は、海外の税務調査の慣行を想定しているものと考えられ、我が国の税務調査の慣行とは異なることを考えると、これまでの議論の経緯を踏まえ、追加的な検討は不要であると考ええる。

（対応案）審議事項(7)-2 を参照。

- (3) 国際的な会計基準との整合性については、将来において検討する可能性がある点を結論の背景に記載した方がよいと考える。

（対応案）審議事項(7)-2 を参照。

その他の意見

- (4) 法人税等会計基準（案）第4項では、当事業年度の損益に計上される法人税等を「毎年度の納税申告書に基づき納付する法人税等」として定義しているが、納税申告書に基づくものであれば何でもかまわないという誤った解釈を誘発する可能性や、そのような解釈により会計上適切な未払法人税等が計上されない可能性があるため、表現を見直すべきであると考ええる。

（対応案）審議事項(7)-2 を参照。

- (5) (4)に関連し、適用対象とする税金の範囲を、親会社及び国内子会社が日本の法律に従って納付する法人税等に限定するのであれば、法人税等会計基準（案）第4項の記載は実務上、有用であると考ええる。

（対応案）審議事項(7)-2 を参照。

- (6) 法人税等会計基準（案）第10項では、未収還付法人税等を計上する場合として、事業年度の法人税等の税額が中間申告により納付された税額を下回る場合に限定しているが、法人税等の税額が事業年度中に納付した源泉所得税を下回

審議事項(7)-6

る場合も該当すると考えられるため、表現を見直すべきであるとする。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

- (7) 法人税等会計基準(案)第4項から第6項に定める事象の発生頻度は異なるため、本会計基準案の定めの詳細さを当該発生頻度に合わせた方が本会計基準案の理解可能性が高まると考える。

(対応案) 審議事項(7)-2 を参照。

以 上